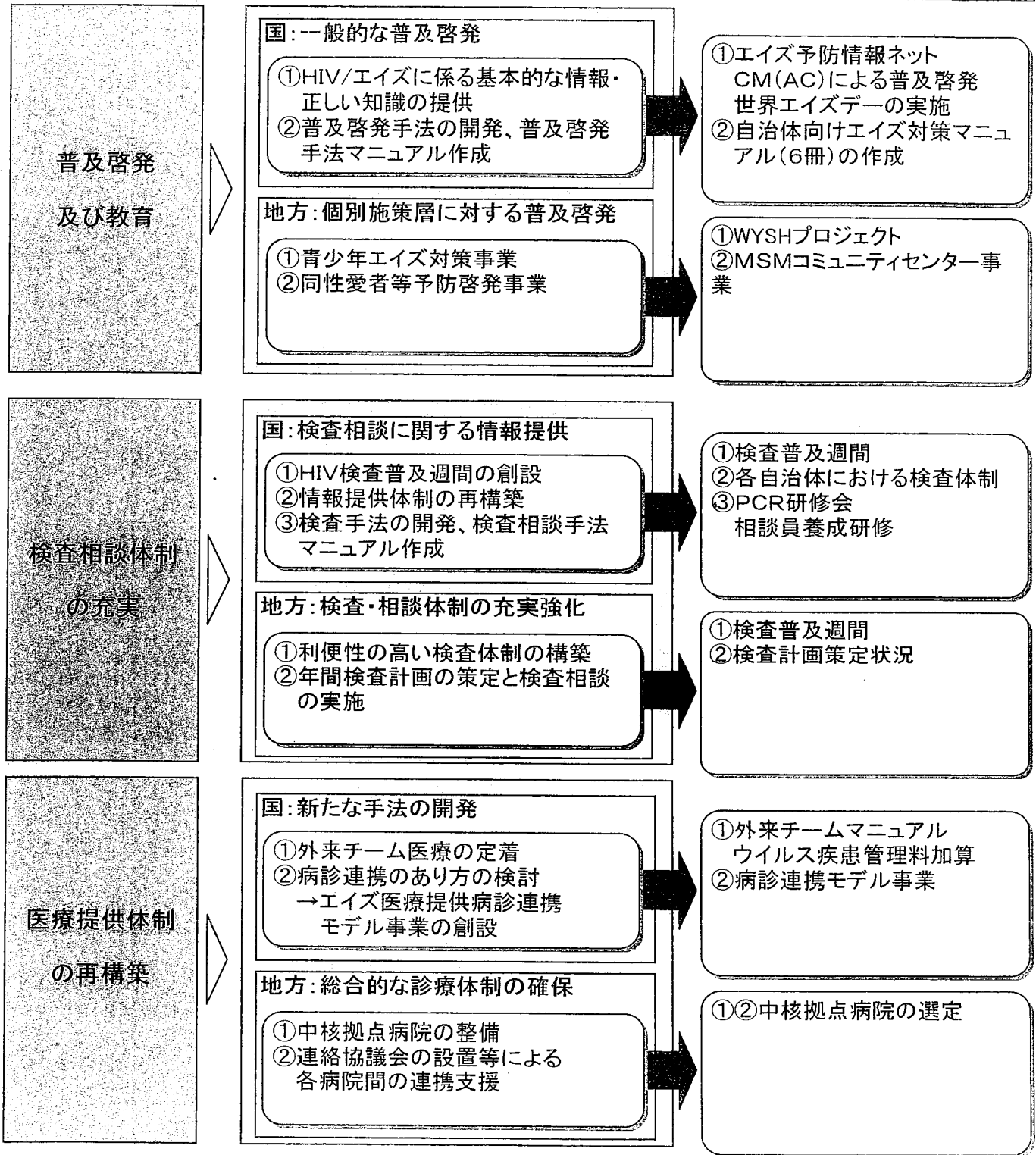


地方公共団体に対するモニタリング

- (1) エイズ予防指針に基づく主要施策
- (2) 地方公共団体に対するモニタリング項目の設定について
- (3) 施策の実施状況に関するモニタリング項目表（案）
- (4) モニタリングの例示
- (5) 全国及び主要都県の検査件数・新規報告数の推移
- (6) 「検査相談体制の充実」に対するモニタリング
- (7) 「普及啓発及び教育」に対するモニタリング
- (8) 平成19年度のモニタリング終了までの展開

エイズ予防指針に基づく主要施策（例示）



施策の実施を支える新たな手法

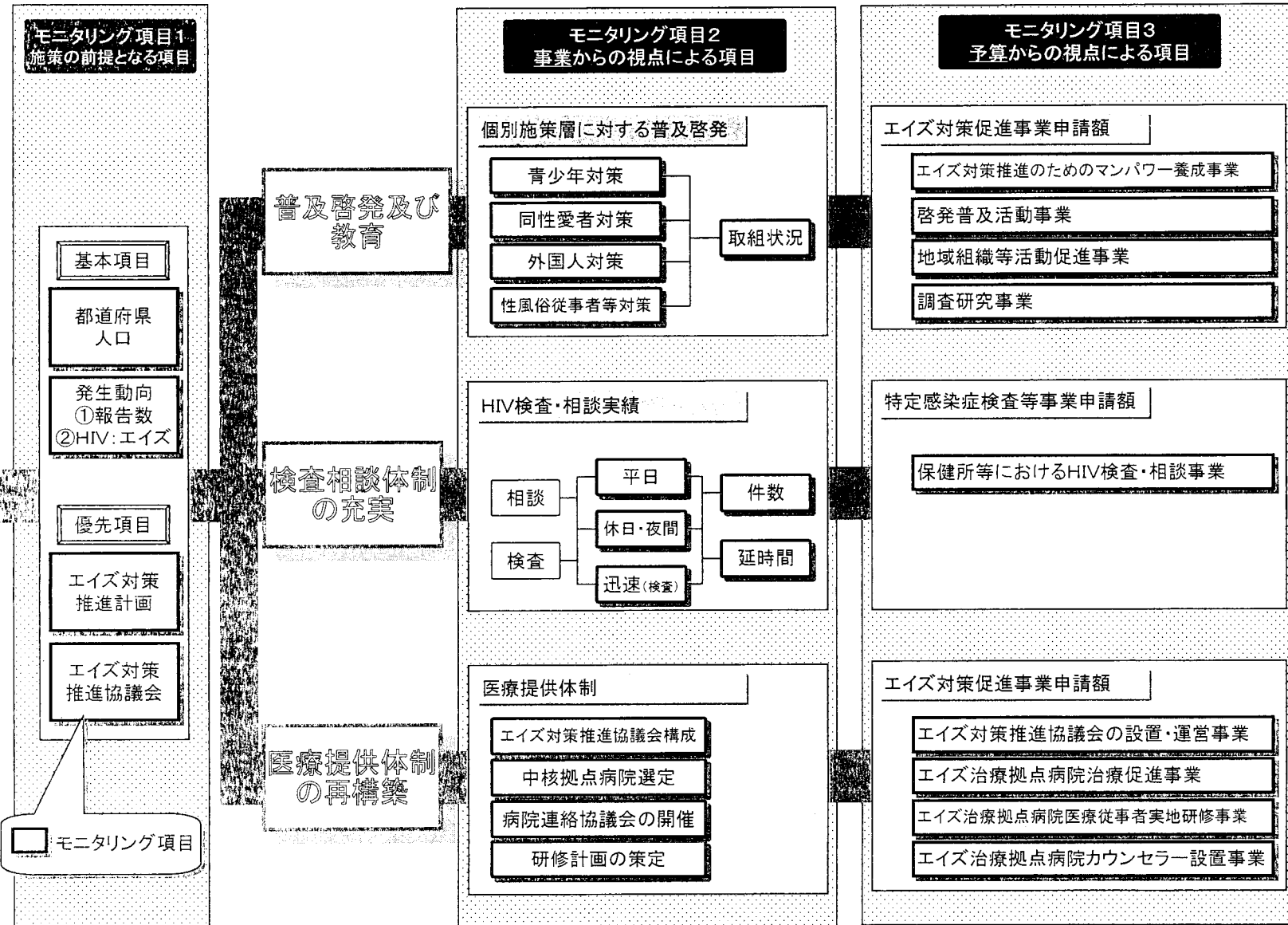
- ① NGO等との連携強化
- ② 関係省庁間連絡会議による総合的なエイズ対策の推進
- ③ 重点的に連絡調整すべき都道府県等との連携



- ① HIV検査普及週間の実施 世界エイズデーの実施
- ② 関係省庁間連絡会議の開催
- ③ 重点都道府県等エイズ対策担当課長連絡協議会の開催

地方公共団体（都道府県及び政令市）に対するモニタリング項目の設定について

エイズ予防指針



国↓施策の実施状況の把握及び情報提供

都道府県等↓対策の改善・予算要求への反映

モニタリングを行う上で留意すべき国レベルの目標(戦略研究の成果目標)

- 1 保健所等のHIV抗体検査件数を2005年の約10万件から2010年には2倍の20万件にする。
- 2 エイズ患者の新規報告数を2005年の367件から2010年には25%減少させる。

平成19年度のスケジュール

- 第3回(平成19年9月) 項目に基づくモニタリング指標の策定
- 第4回(平成20年3月) モニタリング結果の公表

